

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとするものとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 県は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に知事等の区分に応じて定める数に乗じて得た額を控除して得た額について免責することとします。（第 3 条関係）
- (4) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用することとします。

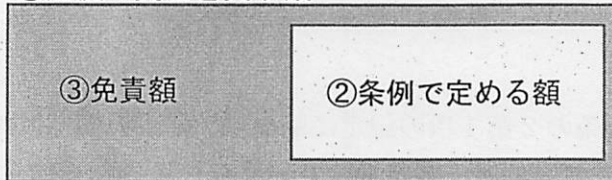
損害賠償責任免責条例の制定について

1 地方自治法改正の概要

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体は、条例で、長や職員等の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額（下限額）以上で、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができるものとされた。

(R2.4.1 施行。第 243 条の 2 の 2 第 1 項関係)

①賠償の責任を負う額



<参酌基準> 基準給与年額*に右欄の数を乗じた額（地方自治法施行令第 173 条）

*基準給与年額：原因行為を行った日を含む会計年度において支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当または寒冷地手当を除く。）

知事	6
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、海区漁業調整委員会委員	4
人事委員会・労働委員会・収用委員会・内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業管理者	2
その他の職員	1
県警本部長	2
地方警務官	1

<下限額> 各区分に応じ、基準給与年額に右欄の数を乗じた額

普通地方公共団体の職員等	1
--------------	---

2 条例案の概要

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に知事等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責することとする。

※知事等の区分に応じて定める数：地方自治法施行令に規定する参酌基準と同じ

※施行日：令和 2 年 4 月 1 日